

○京都府立大学クロスアポイントメント制度規程

(令和5年京都府立大学規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人京都府立大学（以下「本学」という。）において、教員の多様性の確保並びに教育、研究及び産学公連携の活動を推進するため、クロスアポイントメント制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「教員」とは、京都府公立大学法人教職員就業規則（平成20年京都府公立大学法人規則第3号）第2条に規定する教員又は京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則（平成20年京都府公立大学法人規則第4号）別表第1に掲げる特任教員をいう。

2 この規程において、「他機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第2項の国立大学法人及び同条第3項の大学共同利用機関法人
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）又は独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等を定めた個別法に基づき設立された法人
- (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人
- (4) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の学校法人
- (5) 医療法（昭和23年法律205号）第31条の公的医療機関
- (6) その他学長が特に認める機関

3 この規程において、「クロスアポイントメント制度」とは、本学と他機関のそれぞれと雇用契約関係を結んで双方の責任の下で業務を行うことを可能とする在籍型出向の仕組みであって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 教員が、兼業によらずに、教員の身分を保有したまま他機関の職員として雇用され、本学及び他機関の業務に従事すること。
- (2) 他機関の職員が、その身分を保有したまま本学の教員として雇用され、他機関及び本学の業務に従事すること。

4 この規程において、「部局等」とは、各学部、大学院生命環境科学研究科、附属図書館、生命環境学部附属農場及び附属演習林をいう。

(申請及び承認)

第3条 部局等の長は、クロスアポイントメント制度の適用を受けようとするときは、他機関との事前協議を経て、クロスアポイントメント制度適用承認申請書（別記様式）により、学長に適用承認の申請をするものとする。

2 学長は、前項の申請について次条第1項の基準の全てに適合すると認めるときは、教育研究評議会の議を経て、申請を承認するものとする。

(承認の基準)

第4条 前条第1項の申請は、次の各号に掲げる基準の全てに適合しなければならない。

- (1) 本学の教育、研究及び産学公連携の活動の推進に資するものであること。
- (2) 本学の利益に相反していないこと。
- (3) 本学の教員としての倫理が保持されること。
- (4) 本学の教員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (5) 本学と他機関との間に利害関係がないこと。
- (6) 職務の公正性、中立性及び信用性の確保に支障が生じないこと。

2 部局等の長は、前条第2項の承認を受けた申請が前項の基準の全てに引き続き適合することを定期的に検証しなければならない。

(協定の締結)

第5条 学長は、第3条第2項の承認をしたクロスアポイントメント制度の適用に当たり、他機関の長との間で、次の各号に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- (1) クロスアポイントメント制度を適用する教員又は他機関の職員（以下「適用教員等」という。）の氏名、職名及び業務の内容
- (2) クロスアポイントメント制度を適用する期間
- (3) 適用教員等の勤務時間、給与等の取扱い
- (4) 職務発明等の取扱い
- (5) その他クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項

2 本学及び他機関の双方又はいずれか一方から、前項の規定により締結した協定の内容について変更の申出があったときは、双方協議の上、適用教員等の同意を得てこれを変更することができる。

(適用期間)

第6条 前条第1項第2号のクロスアポイントメント制度を適用する期間は、原則として1年以上1年以内とする。

2 前項に定める適用の期間は、双方協議の上、適用教員等の同意を得てこれを更新することができる。

(勤務時間、給与等の取扱い)

第7条 適用教員等の勤務時間、休日及び休暇等については、京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成20年京都府公立大学法人規程第11号）又は京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則に定めるもののほか、本学と他機関との協議により決定する。

2 適用教員等の給与の取扱いについては、京都府公立大学法人教職員給与規程（平成20年京都府公立大学法人規程第15号）又は京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則に定めるもののほか、本学と他機関との協議により決定する。

3 前2項に定めるもののほか、適用教員等の勤務等に関し必要な事項は、本学と他機関との協議により決定する。

(就業上の取扱い)

第8条 適用教員等は、所属する部局等における教育、研究、管理運営等に関し、当該部局等の教員と同等の権限を有するとともに、同等の業務を課されるものとする。ただし、所属する部局等の長が認める場合は、権限の一部を制限し、又は業務の一部を軽減することができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記

様式（第3条関係）

年 月 日

京都府立大学長 様

部 局 長 名

クロスアポイントメント制度適用承認申請書

京都府立大学教職員クロスアポイントメント制度規程第3条の規定により、下記のとおり申請
します。

記

氏 名	
現所属・職名	
実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
クロスアポイントメントによる所属・職名・エフォート率	
京都府立大学	
(他機関名)	
クロスアポイントメント制度を適用することにより期待される成果及び効果等	

【添付書類】 履歴書